

【求職活動等に関するルール（求職者等に対するセクシュアルハラスメント対策）】

1. 適用範囲

- 採用選考・説明会・インターン・実習等、**求職者等と接点を持つ全ての場面**に適用します。
（対面・オンラインを問いません。）

2. 面談・面接等の基本ルール

- 会社施設内において対面、またはオンラインで実施することを原則とします。
- 対面の場合、自宅・ホテルの個室等の私的な場所での実施は禁止します。
- 原則として複数名で対応します。
- 原則、8:50～17:30 での実施とし、求職者等の同意を得た場合に限り 22:00 まで可能とします。
- 採用活動上の必要性が認められる場合に限り、前各項に加えて以下事項を満たせば、飲食店における対面での面談・会食を行うことを認めます。
 - ① 人事担当者に事前に報告（日時・場所・参加者）すること
 - ② 原則、密室性の高い場所（個室等）は利用しないこと
 - ③ 過度な飲酒を伴わないこと
 - ④ 業務として適切な言動を徹底すること
- 求職者の自由意思を尊重し、会食等の不参加によって評価に影響を与えません。

3. 連絡手段

- 求職者等への連絡手段は、会社の指定する以下手段に限ります。
 - ① 社用メール
 - ② 社用 Teams
 - ③ 会社支給の携帯電話
 - ④ 会社固定電話
 - ⑤ 採用管理システム
- 私用の SNS（LINE、Instagram、X 等）、私用携帯電話及び私用メールでの連絡は認めません。

4. 禁止事項

- 以下事項を例とする、**業務・採用目的と無関係かつ不適切な**言動を行いません。
（円滑なコミュニケーションを目的とした軽微な雑談は除くが、以下①～⑥の禁止事項に該当する内容は軽微な雑談であっても容認しない。）
 - ① 性的な言動（性的な事実関係に関する質問や身体的接触を含む）
 - ② 容姿や身体に関する発言
 - ③ 恋愛・結婚・出産予定、性的指向・性自認に関する発言
 - ④ 私生活に過度に立ち入る内容
 - ⑤ 業務・採用に無関係な個人的情報
 - ⑥ その他、厚生労働省の定める「[公正な採用選考の基本](#)」に抵触する内容

5. 記録及び透明性

- 採用選考における対面またはオンラインでの面談・面接の場合、必要に応じて内容を記録します。
なお、録画・録音・文字起こし機能を利用する際、事前に求職者等の同意を得ることを必須とします。
- 記録は適切に管理し、関係者以外が閲覧できないように取り扱います。

6. トラブル等発生時の対応

- 求職活動等においてトラブル等が発生した場合、速やかに求職者等に対するハラスメント相談窓口へ報告・相談することを必須とします。

【求職者等に対するハラスメント相談窓口】 [問い合わせフォーム](#)

- 求職者等から申出があった場合、迅速かつ正確に事実確認を行い、当該者のプライバシーを保護しながら適切に対応します。また、当該者に対する二次被害が生じないよう努めます。併せて、聴取等への協力者に対しても不利益が及ばないよう配慮します。

7. 違反時の対応

- 求職活動等において従業員に違反する行為があったと認められた場合、就業規則等に基づき厳正に対処します。

8. インターン生・実習生への対応

- インターン生や実習生についても、本ルールを適用します。
- 業務指導や評価において、優越的地位の濫用を行いません。
- 業務上必要な場合を除き、個別での業務時間外の接触を行いません。
- 懇親会等への参加は任意とし、不参加による不利益取扱いを行いません。
- 成果物及び個人情報の取り扱いについて事前に明示します。
- 求職者等に対するセクシュアルハラスメント相談窓口は、インターン生及び実習生も利用可能とします。

以上